



令和5年度（令和4年度実施）

## 島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」実施要項

島根県教育委員会

### 1 目的

この試験は、令和5年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

### 2 対象者

次の(1)または(2)のいずれかに該当する者が出願できます。

- (1) 島根県外の国公立学校に正規採用（任期付採用を除く）の教員として、令和5年3月31日現在で5年（60月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験があり、採用時から引き続き令和4年度も島根県外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く）の教員として勤務する者  
なお、令和3年度は出願する区分での勤務であり、該当教科の授業を主に行っていることを条件とする。
- (2) 過去に島根県内外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く）の教員として、通算5年（60月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者  
なお、この勤務経験とは出願する区分での勤務が含まれており、該当教科の授業を主に行っていたことを条件とする。

### 3 出願資格

次の(1)～(4)の全てを満たす者に限ります。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 昭和38年4月2日以降に生まれた者
- (3) 「5 要件」に定める教員免許状等の資格を有する者
- (4) 令和5年4月1日付けで島根県公立学校に勤務できる者  
※本人の希望と欠員の状況により、令和4年度途中に採用する場合があります。

### 4 募集区分等

区 分		教科（科目等）	募集人数
小学校教諭			30人程度
中学校教諭		国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	20人程度
高等学校教諭		家庭、情報、農業（園芸・土木）、工業（電気・機械・建築）、水産（漁業・製造）	若干名
特別支援学校教諭	小学部		若干名
	中学部	技術	
	中学・高等部	国語、社会及び地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭	
養護教諭			若干名

※出願者数によって、名簿登載者（合格者）数は変動する場合があります。

## 5 要件

区分	要件	
小学校教諭	小学校教諭普通免許状の所有者	
中学校教諭	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者	
高等学校教諭	高等学校教諭普通免許状（家庭、情報、農業、工業、水産、）の所有者 ・高等学校教諭「水産（漁業）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可	
特別支援学校教諭	小学部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
	中学部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	中学・高等部	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状両方の所有者
養護教諭	養護教諭普通免許状の所有者	

〔備考〕

- ・要件の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和5年4月1日現在で有効な免許状）に限ります。
- ・日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、「4 募集区分等」の「区分」欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」に読み替えます。

## 6 出願手続き

(1) 出願期間 **令和4年3月11日（金）～4月8日（金）**

- ① 直接提出する場合の受付時間は、月～金曜日の9時から17時までとします。
- ② 郵送の場合は**簡易書留**とし、**令和4年4月7日（木）までの消印を有効**とします。

※出願書類が受理されたかどうかの問い合わせにはお答えできません。必ず「簡易書留」で郵送し、受験票が送付されるまで受領証を保管してください。「簡易書留」によらない郵送（普通郵便・メール便等）の事故等については、一切考慮しません。

(2) 願書等の提出先 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

(3) 留意事項

- ① 提出の際は、角形2号（33.2cm×24.0cm）封筒を使用し、表に「教員採用試験願書等在中」と朱書きしてください。
- ② 車椅子や補聴器の使用など受験への配慮を希望する場合は、願書該当欄の「希望する」を○印で囲んでください。該当者には令和4年4月15日（金）までに学校企画課から連絡します。

## (4) 提出書類等

該当区分	提出書類等		
全出願者	願 書	1 部	・ 所定の様式（様式 1）を使用すること（記入例を参照）
	受験票	1 部	・ 所定の様式（様式 2）を使用すること
	教員免許状の 証明書等	1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 願書に記入した全ての普通免許状について、<b>ア又はイのいずれかの書類</b></li> <li>ア 授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ申請すること）又は普通免許状の写し（コピー）</li> <li>イ 更新講習修了確認証明書の写し（コピー）</li> <li>※島根県教育委員会において授与された普通免許状については、ア又はイの書類提出不要</li> <li>※免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること</li> <li>※通信教育の科目等履修又は認定講習受講等により随時取得見込の免許状は、免許取得可能であることを証明する書類（学力に関する証明書、単位修得証明書等）を提出すること</li> </ul>
	受験者 調査票	1 部	・ 所定の様式（様式 3）を使用すること
	連絡用封筒	2 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ のり付封筒（両面テープ貼付可）角形 2 号（33.2cm×24.0cm）を使用すること</li> <li>・ 封筒の表に「郵便番号」「住所」「氏名」を明記し、それぞれに 300 円分の切手を貼付すること</li> </ul>
他県の正規現職教員 ※「2 対象者」の(1) に該当する者	在職証明書	1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の様式（様式 4）を使用すること</li> <li>・ 島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く）の教員として勤務していることを所定の様式により証明を受けること</li> </ul>
正規教員経験者 ※「2 対象者」の(2) に該当する者	履歴証明書	1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定の様式（様式 5）を使用すること</li> <li>・ 過去に島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く）の教員として勤務していたことを所定の様式により証明を受けること</li> <li>なお、勤務が複数の都道府県にわたる場合は、それぞれの都道府県から証明を受けること</li> <li>ただし、<b>島根県内の公立学校で正規採用（任期付採用を除く）の教員であった者を除く</b></li> </ul>

※様式 1～5 は、学校企画課ホームページよりダウンロードすること。

ダウンロードした様式は、全て変倍せずに普通紙（A4 サイズ）に印刷すること。ただし、様式 2 ははがき程度の厚さの紙が望ましい。

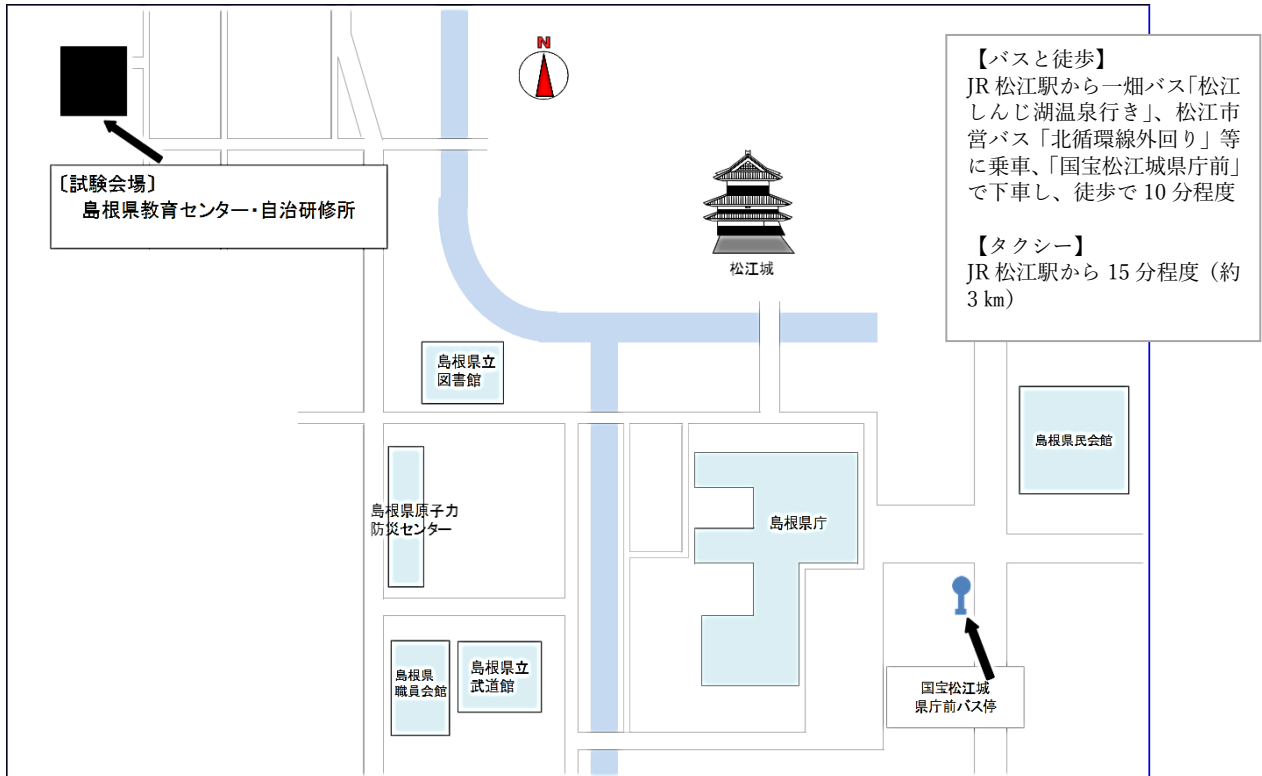
※出願時に在職証明書（様式 4）や履歴証明書（様式 5）の提出が難しい場合は、学校企画課まで連絡すること。

## 7 選考試験

(1) 期 日 令和4年5月4日(水・祝)

※試験日程等の詳細については、受験票送付の際に通知します。

(2) 会 場 島根県教育センター・自治研修所(松江市内中原町255-1)



※会場には駐車場がありますので、自家用車等で来場することができます。

(3) 試験内容：個人面接

※30分程度の面接を2回行います。面接の中で「場面指導」を実施します。

(4) 結果通知 令和4年5月18日(水)

全受験者に文書で通知します。また、名簿登載者(合格者)の受験番号を午前9時に学校企画課ホームページ(<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)に掲載します。

## 8 留意事項等

(1) 特別選考試験合格者を、令和5年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。ただし、名簿登載者のうち、本人の希望と欠員の状況により、令和4年度途中に採用する場合があります。

(2) 名簿登載期間は、登載された日から令和6年4月1日までとします。

(3) **出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。**

(4) **名簿登載後、教員としてふさわしくない事実が判明した場合には、名簿の登載を取り消します。**

## 9 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応や自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、学校企画課ホームページ(<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)でお知らせします。

(2) 受験票が令和4年4月25日(月)までに届かない場合は、学校企画課に連絡してください。

(3) 提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに文書(はがき可)で届け出てください。ただし、出願する区分・教科(科目等)の変更はできません。

(4) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

(5) この試験の結果名簿に登載されなかった場合、一般選考試験に出願することが可能です。

(6) この選考試験に関する問い合わせ先は次のとおりです。

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課  
電話 (0852) 60-0766 又は 090-5700-7953 (平日8時30分から17時15分)